JRFU

Japan Freight Railway Union Tohoku Young

No. 5

September 24, 2026

Publisher T. Okubo

教育・訓練の在り方や本質的な問題について考えよう!

No.3において、会社は「省令10条」で、「（中略）～教育及び訓練を行わなければならない」と紹介しました。資質の向上は、作業を行う係員本人や、職場の安全意識の向上、ひいては会社の利益に貢献します。しかし、「ルールを守れば事故は起きない」として、**個人の注意力や資質のみに依存する教育や訓練は、事故防止策として限界があり不十分**です。なぜなら、人間はどれほど注意深くても疲労や誤認によって**一定の確率でミス（ヒューマンエラー）を起こす存在**であるからです。これらの管理法では、複雑な作業手順や過密な作業ダイヤ、不十分な設備といった**根本的な構造上の問題が放置**されてしまいます。さらに、個人を追及する風土はミスの報告における虚偽や隠蔽を招き、大事故の前兆を組織が把握できなくなるリスクを高めます。

そのために、ATSなどの設備面での二重防護（フェイルセーフ）を整備するとともに、「誰が悪いか」ではなく「なぜ起きたか」というシステムの不備を検証し、罰則を恐れずに報告できる起業風土の構築が重視されるべきです。教育や訓練で個人の規範意識を高めることも大切ですが、**ミスを前提とした設備・運用の仕組みと組み合わせない限り、実効性のある事故防止は達成できません。**

安心して働ける職場の確立にむけて、ともに声を上げよう！